

山口県報

令和4年
10月18日
(火曜日)

目次

○告示	土砂災害警戒区域の指定の解除(五件)(砂防課).....
	土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除(五件)(砂防課).....
	土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....
○公告	土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....
	県営大堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....
	県営谷山第一地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....
	県営小野朝生地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....
○教委公告	一般競争入札の実施.....

山口県告示第三百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

一 解除に係る区域の名称

山口県知事 村岡 嗣 政



秋根上町(一)(7)
二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
通津(一)(25)
二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
小周防(一)(29)、光井(一)(6)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
大津島(二)(2)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百九十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
樋口(二)(2)、樋口(二)(10)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
通津(一)(25)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
小周防(一)(29)、光井(一)(6)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

米光(一)(22)、米光(一)(23)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

大津島(二)(2)、樋口(二)(2)、樋口(二)(10)、米光(二)(19)、米光(二)(20)、米光(二)(21)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
秋根上町(一)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

通津(一)(25)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
小周防(一)29、光井(一)6
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
大津島(二)2
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百九十七号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
樋口(二)2、樋口(二)10
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
通津(一)25
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
小周防(一)29、光井(一)6
- 二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
米光(一)22、米光(一)23

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称
米光(二)19、米光(二)20、米光(二)21

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)



(一七三) 県営大堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営大堤地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類
県営大堤地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間
令和四年十月十九日から同年十一月七日まで

三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(一七四) 県営浴山第一地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営浴山第一地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類
県営浴山第一地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間
令和四年十月十九日から同年十一月七日まで

三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(一七五) 県営小野朝生地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営小野朝生地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営小野朝生地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年十月十九日から同年十一月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年十月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十一号）に基づき資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 令和四年十月十八日から同年十一月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育政策課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県教育庁教育政策課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県教育庁教育政策課

(三) 受領期限

令和四年十一月二十八日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年十一月二十九日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県教育庁一号会議室
- (二) 日時
令和四年十一月二十九日午前十時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年十一月二十二日午後五時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県教育庁教育政策課(電話〇八三一九三三―四四九三)に問い合わせること。
- 十一 Summary
(1) Division in charge of the contract: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government
(2) Nature of the service to be acquired: Update software licenses for prefectural school classroom computer equipment and networking equipment

- (3) Term of the contract: As shown in the tender documentation and Specification
- (4) Place of performance: Specified by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4493)
- (6) Deadline for tender: 5:15 P.M. November 28, 2022 by mail (In case of bringing a tender in person: 10:00 A.M. November 29, 2022)

令和四年十月十八日
発行

発行人
所

山口県知事
庁